

◆◆家製協第〇〇号
●●●●年 月 日

市（or 区、町、村）名

市（or 区、町、村）長 ■■ ■■ 様

東京都千代田区霞が関 3-7-1
霞が関東急ビル5階
一般財団法人家電製品協会
専務理事 川上 景一

応募申請書の再提出要請書

（■■年度）

貴市（or 区、町、村）が不法投棄未然防止事業協力応募申請書（ 年 月 日付け番号◆◆◆）をもって応募された下記の分割等前特定地域に係る計画について、不法投棄未然防止事業協力実施要項（以下「協力要項」といいます。）第5条第2項の規定に基づき第三者委員会は、当該地域を分割等することを決定いたしました。

つきましては、同条第3項の規定に基づき当該分割等を行った後の特定地域として第三者委員会が定めたもの（下記の「分割等後特定地域」に掲げるものです。）についての協力要項第3条第1項に規定する計画に係る不法投棄未然防止事業協力応募申請書の再提出をお願い申し上げます（分割等後特定地域が複数ある場合は、分割等後特定地域ごとに不法投棄未然防止事業協力応募申請書を再提出いただきたく存じます。）。

再提出の有無にかかわらず分割等前特定地域に係る計画についての協力は行わないこと、分割等後特定地域に係る計画が下記の再提出期限までに再提出されない場合、当該地域に関する協力は行わないこと及び下記再提出期限までに再提出いただいた不法投棄未然防止事業協力応募申請書は協力要項の定めに従い第三者委員会の議に付されることとなりますので、念のため申し添えます。

記

1. 分割等前特定地域
2. 分割等後特定地域
3. 再提出期限

以上